

三次市教育委員会告示第 1 2 号

三次市学校 L A N 運 営 委 員 会 設 置 要 綱 を 次 の よ う に 定 め る。

平成 2 0 年 6 月 1 3 日

三次市教育委員会委員長 前 田 茂

三次市学校 L A N 運 営 委 員 会 設 置 要 綱

(設 置)

第 1 条 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、各小中学校に整備された学校 L A N システム及び機器（以下「学校 L A N」という。）の適正な運営及び管理を行うため、三次市学校 L A N 運 営 委 員 会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所 掌 事 務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議調整する。

- (1) 各小中学校における学校 L A N の適正な利用の推進に関する事項
- (2) 学校 L A N のシステムの改善に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員 4 0 人以内で組織する。

(委 員)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が任命する。

- (1) 各小中学校の教職員等（各校 1 人）
- (2) 教育委員会の職員（ 1 人）

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長及び副委員長は、代表者会議の会長及び副会長を兼務する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会及び代表者会議(以下「委員会等」という。)を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会等は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会等は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が審議上必要であると認めるときは、委員以外の者を委員会等に出席させ、意見を述べさせることができる。

(代表者会議)

第8条 第2条各号に掲げる所掌事務の具体的協議の場として、委員会に代表者会議を置く。

2 代表者会議は、委員長及び副委員長、第4条第1号の委員から互選により選ばれた者5人以内及び同条第2号の委員により構成する。

(庶務)

第9条 委員会等の庶務は、教育委員会教育企画室において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月13日から施行する。